

東御市体育施設条例 一部抜粋

(利用料金)

第12条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第1に定める額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める利用料金を利用する前日までに納入しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として、収受させるものとする。

3 第1項に定める利用料金の納入の時期は、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、変更することができる。

別表第1 (第12条関係)

1 体育施設利用料金

名称	区分		利用料金
東御中央公園グラウンド	専用する場合	半面1時間につき	500円
	専用しない場合	1人1時間につき	30円
東御中央公園テニスコート	1面1時間につき		500円
東御中央公園屋外ゲートボールコート	1面1時間につき		200円
東御中央公園屋内ゲートボール場	1面1時間につき		300円
東御中央公園市民プール	1人1回につき	3歳以上中学生以下	100円
		一般	300円
東御中央公園第一体育館	営利を目的としな い場合	スポーツに 入場料等を徴収しない場 合1時間につき	1,520円
		入場料等を徴収する場合 1時間につき	3,050円
	集会等に利 用する場合	入場料等を徴収しない場 合1時間につき	3,050円
		入場料等を徴収する場合 1時間につき	7,630円
	営利を目的とする場合	1時間につき	15,270円
東御中央公園第二体育館	営利を目的としな い場合	スポーツに 入場料等を徴収しない場 合1時間につき	610円

	い場合	合	入場料等を徴収する場合 1時間につき	1,220円
		集会等に利 用する場合	入場料等を徴収しない場 合1時間につき	1,220円
			入場料等を徴収する場合 1時間につき	3,050円
	営利を目的とする場合	1時間につき	10,180円	
東御中央公園弓道場	近的		1時間につき	1,010円
	遠的		1時間につき	300円
東御中央公園マレットゴルフ コース	専用する場合		1時間につき	1,010円
東御中央公園武道館	柔道場		1時間につき	500円
	剣道場			
東御市北御牧グラウンド	1面1時間につき			500円
東御市八重原グラウンド	1面1時間につき			500円
東御市北御牧体育館	営利を目的としない場 合		入場料等を徴収しない場 合1時間につき	200円
			入場料等を徴収する場合 1時間につき	400円
東御市ふれあい体育館	営利を目 的としな い場合	スポーツに 利用する場 合	入場料等を徴収しない場 合1時間につき	610円
			入場料等を徴収する場合 1時間につき	1,220円
		集会等に利 用する場合	入場料等を徴収しない場 合1時間につき	1,220円
			入場料等を徴収する場合 1時間につき	3,050円
	営利を目的とする場合		1時間につき	10,180円
	体育研修室		1時間につき	200円
東御市海野マレットゴルフ場	一般		1人1日につき	500円
			回数券(11枚)	5,090円
			1年券	10,180円
	小学生及び中学生		1人1日につき	200円

		回数券（11枚）	2,030円
	団体（20人以上）	一般1人1日につき	400円

備考

- 1 東御中央公園第一体育館、東御中央公園第二体育館、東御中央公園弓道場、東御市北御牧体育館又は東御市ふれあい体育館を使用する場合で、競技場の一部を利用するときの利用料金の額は、当該施設の利用割合により算出するものとする。
- 2 時間で定める利用料金について、利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げて利用料金の額を算出するものとする。
- 3 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人等以外のものが、体育施設（東御中央公園市民プール及び東御市海野マレットゴルフ場を除く。）を利用する場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2倍に相当する額とする。

2 電灯料

名称	区分		電灯料
東御中央公園グラウンド	野球	半面1時間につき	2,030円
	その他の種目	半面1時間につき	1,010円
東御中央公園テニスコート	1面1時間につき		500円
東御中央公園屋内ゲートボール場	1面1時間につき		50円
東御中央公園第一体育館	1時間につき		2,440円
東御中央公園第二体育館	1時間につき		810円
東御中央公園弓道場	近的	1時間につき	200円
	遠的	1時間につき	100円
東御中央公園武道館	柔道場	1時間につき	200円
	剣道場		
東御市北御牧グラウンド	野球	1時間につき	2,030円
	ソフトボールA面	1時間につき	1,010円
	ソフトボールB面	1時間につき	810円
東御市北御牧体育館	1時間につき		200円
東御市ふれあい体育館	1時間につき	全面	660円
		半面	330円

備考

- 1 東御中央公園第一体育館、東御中央公園第二体育館、東御中央公園弓道場又は東御市ふれあい体育館を利用する場合で、競技場の一部を使用するときの電灯料の額は、当該施設の利用割合により算出するものとする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げて電灯料の額を算出するものとする。

3 冷暖房料

名称	区分		冷暖房料
東御市第一体育館	空調設備 1 時間につき	冷房	1,200円
		暖房	1,200円
東御中央公園武道館	暖房機 1 台 1 時間につき		200円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げて冷暖房料の額を算出するものとする。

別表第2（第13条関係）

利用料金減免基準

区分	減額し、又は免除する場合
全額免除する場合	(1) 市又は教育委員会が行政目的のために利用する場合 (2) その他特別な理由がある場合
電灯料及び冷暖房料以外全額免除する場合	(1) 市内の社会教育関係団体、社会福祉団体その他公共的団体が主催して行う事業（大会等）で利用する場合 (2) 市又は教育委員会が共催し、又は後援して行う事業で利用する場合 (3) 区の行事又は分館活動として利用する場合 (4) その他特別な理由がある場合
電灯料及び冷暖房料以外半額免除する場合	(1) 体育協会加盟団体が大会等以外で利用する場合 (2) その他特別な理由がある場合